

第93号

編集と発行



最上川中流土地改良区

〒990-2476 山形市飯沢62番地の2

TEL(023)645-1210(代表) FAX(023)645-2613

E-mail:yamagata@mogami-churyu.or.jp

ホームページ:http://www.mogami-churyu.jp

令和6年6月発行



多面的機能支払交付金活動組織紹介パネル

〈 主な項目内容 〉

- 第186回総代会開催及び理事長あいさつ … 2
- 着任の御挨拶 他 …………… 3
- 令和6年度予算のあらまし …………… 4
- 令和6年度地区除外決済金について … 5
- 令和6年度賦課金について …… 6～7
- 令和6年度配水計画について …… 8

- 水利調整委員及び水利について …… 9
- 改良区への通知、
使用料・手数料について 他 …………… 10
- 管理運営委員会と担当職員、
事務局機構 …………… 11
- 多面的機能支払交付金活動 他 …… 12

第一八六回 総代会開催

第一八六回総代会が令和六年三月十一日に開催されました。
総代七十名の出席を頂き、上程された全十三議案が原案のとおり承認されました。



理事長 大 築 義 雅

【理事長あいさつ】

開会に先立ちまして、皆様からは、一月一日に起きました「令和六年能登半島地震」の災害に見舞われた方々に黙とうを、そして心温まるご支援金などをいただき、心より御礼申し上げます。農業に関する被害額も計り知れないものがあるようですが、一日も早い復興をお祈りしたいと思えます。まだ復興半ばである、十三年前の三月十一日に起きました「東日本大震災」を思い起こすところでもあります。

さて、本日の総代会には公務ご多忙のところ、東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所 丸山最上川支所長はじめ、村山総合支庁 木村農林

技監、山形市農林部 渡邊次長、山辺町産業課 鈴木課長のご出席を賜り、心から御礼申し上げます。皆様には、後ほどご挨拶をいただきたいと思えます。

また、三月に入り春の足音は益々早まり、春の農作業も日増しに忙しくなるところ、総代各位には、ご出席を賜り心より御礼申し上げます。

さて、昨年のこれまで経験したことのない猛暑の夏から引き続き、今年は、積雪の少ない暖冬の冬となりました。近年、温暖化に伴う高温への対応策が生産現場の重要な問題となってきており、異常な高温が常態化してきている事はご承知のとおりです。今年の夏も猛暑により、農作物に深刻な影響が出る恐れがあると予想されており、私たちにとってその対応策が継続的な課題となつてきております。「水は命」の土地改良区。昨年は、猛暑の中、関係者の皆様の徹底した水管理により、山形市近郊における作柄は平年並み、平均一等米比率は八七・五%となり、全国平均の六一・三%を大きく上回ることが出来ました。皆様のたゆまぬ努力とご協力に感謝するとともに、暖冬のおり、春からの用水確保が不安視される中ではあります。本年も役職員一同、気を引き締めて対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

さて政府は、今国会において、農政の憲法といわれている「食料・農業・農村基本法改正案」の

改正に取り組んでおります。基幹的農業従事者が、今後二十年で現在の四分の一の三十万人に減少すると言われているなか、後継者不足が大きな問題となり、農業自体をどの様に維持していくのか、また、私たち農家がこれからの農業に明るい将来像を描けるような政策を、大いに期待するものです。また、畑地化促進事業や、五年水張り問題、法制化された目標地図の作成と、私たちに課せられた課題も山積しております。

結びに、本日提案しております各議案につきましては、慎重なご審議をお願いするとともに、皆様方の益々のご健勝を祈念し、私の挨拶とさせていただきます。



【第186回総代会の様子】



【伊藤 巧議長・三部 太右エ門副議長】



【意見を述べる岡崎総代】

【議決案件】

議第一号 最上川中流土地改良区定款及び規程の一部改正について

議第二号 令和五年度土地改良施設維持管理適正化事業の変更について

議第三号 令和五年度一般会計収支補正予算（第二号）

議第四号 令和六年度土地改良施設維持管理適正化事業資金の拠出について

議第五号 令和六年度新規土地改良事業計画の設定及び実施について

議第六号 令和六年度一般会計収支予算

議第七号 令和六年度賦課金の賦課基準並びに賦課金徴収について

議第八号 令和六年度一時借入金の借入について

議第九号 令和六年度預金先金融機関の指定について

議第十号 令和六年度最上川中流土地改良区地区除外決済金の基準額及び徴収について

議第十一号 令和六年度最上川中流土地改良区地区加入金の基準額及び徴収について

議第十二号 区有財産（不動産）の取得について

議第十三号 付帯決議について

議第十三号 付帯決議について

議第十三号 付帯決議について

着任の御挨拶



西奥羽土地改良調査管理事務所 最上川支所

支所長 千葉 正雄

令和六年四月一日付けで最上川支所長として赴任しました千葉と申します。

西奥羽土地改良調査管理事務所最上川支所は平成元年の係員、平成十五年の係長、今回で三回目となります。前回の係長の時代は、丁度米沢平野二期の地区調査・全計・着工を担当させていただき非常に勉強になりました。

また、同時期に最上川中流地区が施設整備事業の法手続き・着手の段階で同僚であった係長に水路トンネル変状対策工法について相談があったと記憶しております。

前任地は、青森県黒石市の津軽土地改良建設事務所です。担当は浅瀬石川二期地区で一級河川浅瀬石川・十川から取水し、約七千八百ヘクタールの水田・畑を受益とする農業地帯です。前歴事業が平成七年度に完了し、経年劣化の著しい施設、大規模地震対策として、令和三年度からダム・頭首工・用排水路など施設改修工事を行っております。また、営農では高収益作物であるりんご、ニンニクなどを栽培し、複合経営に取り組んでおります。

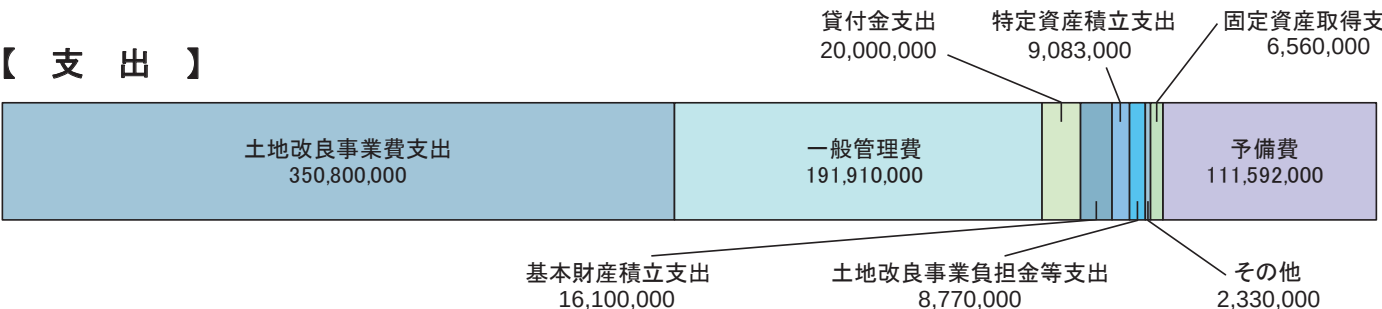
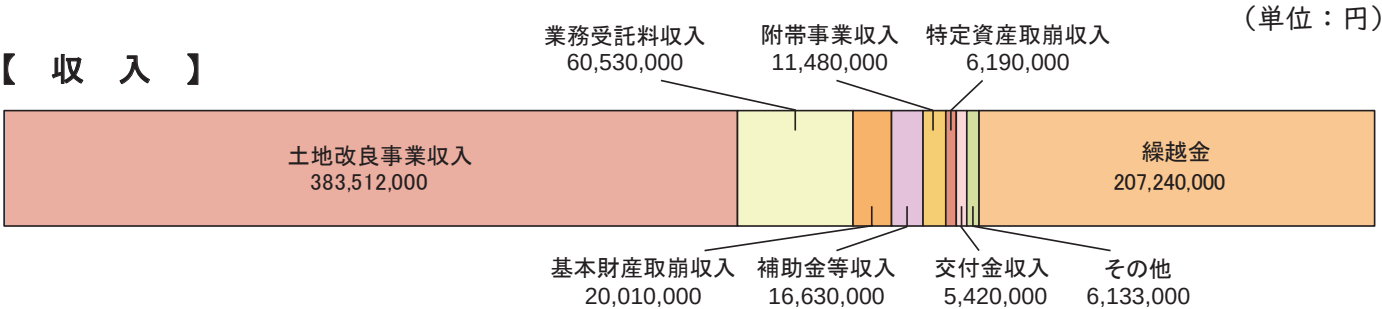
さて、農村振興局では、先人から受け継いだ農地と水を守り、さらに発展させる農業・農村の基盤整備と、地域の特性や資源を活用した、所得と雇用機会の確保（しごと）、条件整備（くらし）、土地の利用、活力の創出の施策により、魅力ある農業・農村を次の世代に引き継いでいくことを使命としています。

西奥羽土地改良調査管理事務所最上川支所一同は魅力ある農業・農村を次の世代に引き継ぐため、山形県農林水産部の皆様・秋田の西奥羽土地改良調査管理事務所とともに、農業農村整備事業を通じて、国営完了地区、調査地区などの課題に対し、土地改良区の皆様、組合員の皆様のお役に立てるよう努力する所存です。今後ともご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年度 一般会計予算

717,145,000 円

令和6年度の一般会計収支予算は、第186回総代会において議決されました。



【 収 入 】	
科 目	本年度予算額
1. 土地改良事業収入	383,512,000
2. 附帯事業収入	11,480,000
3. 基本財産運用収入	1,080,000
4. 特定資産運用収入	1,123,000
5. 補助金等収入	16,630,000
6. 交付金収入	5,420,000
7. 業務受託料収入	60,530,000
8. 雑収入	3,700,000
9. 借入金収入	20,000
10. 基本財産取崩収入	20,010,000
11. 特定資産取崩収入	6,190,000
12. 固定資産売却収入	50,000
13. 出資金返還収入	10,000
14. 貸付金回収収入	10,000
15. 会計内繰入金	140,000
16. 繰越金	207,240,000
合計	717,145,000

【 支 出 】	
科 目	本年度予算額
1. 土地改良事業費支出	350,800,000
2. 一般管理費	191,910,000
3. 土地改良事業負担金等支出	8,770,000
4. 借入金返済金支出	2,020,000
5. 支払利息	20,000
6. 固定資産取得支出	6,560,000
7. 出資金取得支出	10,000
8. 基本財産積立支出	16,100,000
9. 特定資産積立支出	9,083,000
10. 雑支出	140,000
11. 貸付金支出	20,000,000
12. 会計内繰出金	140,000
13. 繰越金	0
14. 予備費	111,592,000
合計	717,145,000

令和6年度 地区除外決済金について

今年度の地区除外決済金は下記のとおりです。農地を転用除外する場合に納付しなければなりません。

(単位:円)

事業地区		10a当たり決済金	事業地区		10a当たり決済金
維持管理	1 償却資産準備金	91,169	維持管理	14 今江第1地区	3,000
	2 全地区	432,239		15 今江第3地区	8,000
	3 明治地区	99,293		16 北部第1地区	10,000
	4 出羽地区	176,543		17 北部第2地区	10,000
	5 千歳地区	138,541		18 馬洗場地区	10,000
	6 久保手・隔間場地区	328,785		19 南山形地区	163,373
	7 出羽・明治地区	136,398		20 八ヶ郷地区	150,328
	8 十文字地区	284,331		21 中部地区	210,815
	9 西部地区	106,059		22 長表北部地区	74,185
	10 北部地区	47,365		23 中部地区(未整理地区)	14,359
	11 成安地区	113,099		24 松栄地区	119,335
	12 今江内表地区	10,000		25 玉虫地区	83,979
	13 今江中野地区	10,000			

令和6年度 各地区の除外決済金について

地区除外決済金を各地区毎に集計しますと、概ね次のようになります。

決済金の内訳は地区毎に異なりますので、詳しくは土地改良区までお問い合わせ下さい。

(単位:円)

地区名	10a当たり決済金
南山形地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 163,373円(地区決済金 19)
玉虫地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 83,979円(地区決済金 25)
西部地区(ほ場整備内の田)	523,408円(全地区決済金1+2) + 106,059円(地区決済金 9)
西部地区(ほ場整備外の田)	523,408円(全地区決済金1+2)
	※ ほ場整備内・外の畑については別算定となります。
久保手・北ノ原・隔間場地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 328,785円(地区決済金 6)
北部(一般地区)	523,408円(全地区決済金1+2) + 47,365円(地区決済金 10) + 当該地区維持管理決済金 ※ 当該地区維持管理決済金については、12・13・14・15・16・17・18のいずれかが加算される。
北部(成安地区)	523,408円(全地区決済金1+2) + 160,464円(地区決済金 10+11)
出羽(西地区)	523,408円(全地区決済金1+2) + 312,941円(地区決済金 4+7)
出羽(東地区)	523,408円(全地区決済金1+2) + 176,543円(地区決済金 4)
明治地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 235,691円(地区決済金 3+7)
八ヶ郷地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 150,328円(地区決済金 20)
中部地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 210,815円(地区決済金 21) + 当該地区維持管理決済金 ※ 当該地区維持管理決済金については、22・23・24のいずれかが加算される。
千歳地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 138,541円(地区決済金 5)
十文字地区	432,239円(全地区決済金2) + 284,331円(地区決済金 8)

令和6年度 賦課金について

今年度の賦課金は下記のとおりです。(単位:円)

賦課区分	10a当たり 賦課金	第1期	第2期	賦課区分	10a当たり 賦課金	第1期	第2期
経常賦課金				北部地区特別賦課金			
一般賦課金	5,200	2,600	2,600	北部全地区	600	600	-
藤沢川・十文字地区	2,600	1,300	1,300	今江第1地区	1,500	1,500	-
特別賦課金				今江中野地区	1,500	750	750
十文字地区	2,600	1,300	1,300	今江内表地区	1,700	1,700	-
国・県営維持管理事業賦課金				今江第3地区	1,000	1,000	-
国営地区	1,700	850	850	北部第1地区	1,000	1,000	-
県営地区	1,200	600	600	北部第2地区	600	300	300
十文字地区特別賦課金	4,000	2,000	2,000	馬洗場地区	1,000	1,000	-
明治地区特別賦課金 全地区	1,400	700	700	成安地区(田)	2,300	2,300	-
千歳地区特別賦課金 全地区	1,700	850	850	成安地区(畑)	1,150	1,150	-
出羽地区特別賦課金				三社地区	600	600	-
全地区	2,200	1,100	1,100	高沢地区	800	400	400
東地区	500	250	250	八ヶ郷地区特別賦課金			
北道上地区	500	250	250	八ヶ郷全地区(田)	1,700	850	850
久保手・北ノ原及び隔間場地区特別賦課金				八ヶ郷全地区(畑)	1,500	750	750
全地区	3,000	1,500	1,500	八ヶ郷全地区(未整理地)	260	130	130
かんばい地区	3,000	1,500	1,500	南山形地区特別賦課金			
百花園地区	2,000	1,000	1,000	南山形全地区(田)	1,950	975	975
出羽・明治かんばい事業特別賦課金				南山形全地区(畑)	1,170	585	585
全地区(田)	3,500	1,750	1,750	黒沢頭首工維持管理	1,170	585	585
全地区(畑)	1,750	875	875	未整理地区(田)	1,950	975	975
西部地区特別賦課金				成沢地区(田)	1,755	878	877
西部全地区	2,500	1,250	1,250	黒沢頭首工上山負担金	6,910	3,455	3,455
ほ場外地区	660	330	330	事業賦課金整理地(田)	3,400	1,700	1,700
山王頭首工上流地区	310	155	155	事業賦課金整理地(畑)	2,040	1,020	1,020
池沼水利費	660	330	330	事業賦課金未整理地(田)	3,400	1,700	1,700
				事業賦課金成沢地区(田)	3,060	1,530	1,530
				中部地区特別賦課金			
				県ぼ内地区(田・畑)	1,500	750	750
				未整理地(田)	400	200	200
				長表北部・松栄地区(田・畑)	4,000	2,000	2,000
				事業特別・田	2,500	1,250	1,250
				事業特別・畑	750	375	375
				玉虫地区特別賦課金全地区	2,500	1,250	1,250

※ 賦課金の算出金額は1円未満切り捨てとする。

※ 賦課基準日 … 令和6年4月1日

令和6年度 各地区毎の賦課金について

経常賦課金・国県営賦課金及び各地区賦課金の集計はそれぞれ次のとおりです。
賦課金の内訳は地区毎に異なりますので、詳しくは土地改良区へお問い合わせ下さい。

(単位:円)

地区名	10a当たり賦課金	地区名	10a当たり賦課金
十文字地区	5,200 + (地区賦課金)	北部地区	8,100 + (地区賦課金)
明治地区	8,100 + (地区賦課金)	八ヶ郷地区	8,100 + (地区賦課金)
千歳地区	6,900 + (地区賦課金)	南山形地区	8,100 + (地区賦課金)
出羽地区	8,100 + (地区賦課金)	中部地区	6,900 + (地区賦課金)
久保手・隔間場地区	8,100 + (地区賦課金)	玉虫地区	8,100 + (地区賦課金)
西部地区	8,100 + (地区賦課金)		

令和 6 年度 賦課金について

第 1 期 納付期限 令和 6 年 7 月 31 日 (水)

第 2 期 納付期限 令和 6 年 11 月 30 日 (土)

納付期限日を過ぎると過怠金が加算されますのでご注意ください！！

〈過怠金〉 督促手数料 110 円 (内税 10 円)
延滞金 日歩 2 銭 (年利 7.3%)

《賦課金のコンビニ納付について》

令和 4 年度より、コンビニでの納付が可能となりました

セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン
MMK 設置店 (ツルハドラッグ・イオン・
ウェルシア等) 全国 6 万 1 千店舗



コンビニ納付の際は専用の払込票が必要となります
ので、ご希望の方は、土地改良区までご連絡下さい。



《相続登記義務化について》

令和 6 年 4 月 1 日より相続登記の申請が義務化されました。

相続によって不動産を取得した相続人は「その取得を知った日または 2024 年 4 月 1 日」の
いずれか遅い日 (あるいは遺産分割協議が成立した日) から 3 年以内に相続登記の申請を義務
付けられることとなりました。

正当な理由がなく申請を怠った場合、10 万円以下の過料が科せられる可能性があります。

※詳細は法務省、又は法務局ホームページをご覧ください。

《法律事務所による未納金回収業務の実施について》

現在未納金がある方は、土地改良区が委託契約する下記の法律事務所から、納付催告を行う
場合がありますので、あらかじめご了承くださいませようお願いします。

【委託先】 弁護士法人 エジソン法律事務所 弁護士 大達 一賢
東京都千代田区神田錦町 1-8-11 錦町ビルディング 4 階

《滞納処分について》

土地改良区では賦課金滞納者に対し、電話・個別訪問等の督促を行っておりますが、組合員
負担の公平性を保つため、やむを得ず差し押さえ等の法的措置 (滞納処分) をさせていただく
ことになります。お支払いが困難である場合は、必ず土地改良区までご相談ください。

令和6年度 配水計画について

農業用水は、河川管理者から許可された水利権の定めにより、
川から取水できる水量は限られています。

当改良区における最上川と馬見ヶ崎川からの**最大取水量等**は、次の表のとおりです。

区分 \ 期間	4月11日から 5月5日まで	5月6日から 5月20日まで	5月21日から 9月10日まで	9月11日から 9月30日まで	10月1日から 翌年の 4月10日まで	年 間 総取水量
最 上 川 取 水 口	0.738m³/s	7.823m³/s	6.568m³/s	0.678m³/s	0.631m³/s	59,680千m³
馬見ヶ崎川 合口頭首工	1.223m³/s	2.121m³/s	1.464m³/s	1.223m³/s	1.223m³/s	39,420千m³

(かんがい期間：5/6～9/10)

◇中干し期間の設定について◇

令和6年7月1日(月)～7月18日(木)頃まで

～ 分水量を減らします。ご協力をお願いいたします。～

◇非かんがい期の通水停止について◇

非かんがい期間は、国営・県営の施設の設備点検整備のため、
水路維持用水を長期間停止する場合があります。

ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いいたします。

電気料金が高騰しています!!

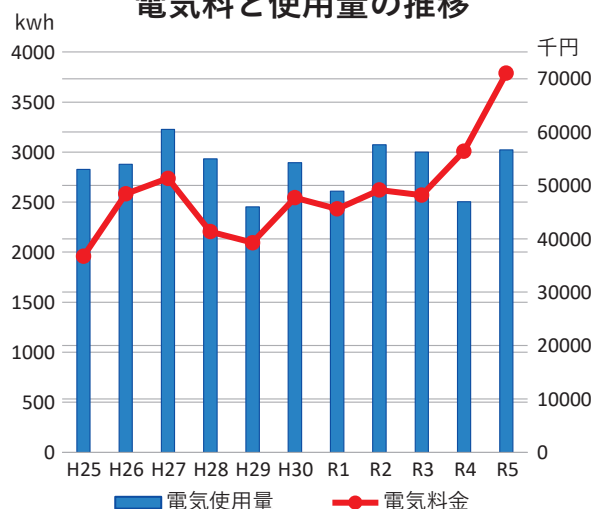
昨今の世界情勢により電気料金が高騰しており、当改良区においても右図のように揚水機場の電気料金が上昇しています。組合員一人一人の節水の心掛けが電気料金の軽減にも繋がりますので、より一層の節水にご協力をお願いいたします。



節水の徹底! かけ流し厳禁!

皆様のご協力をお願いします。

電気料と使用量の推移

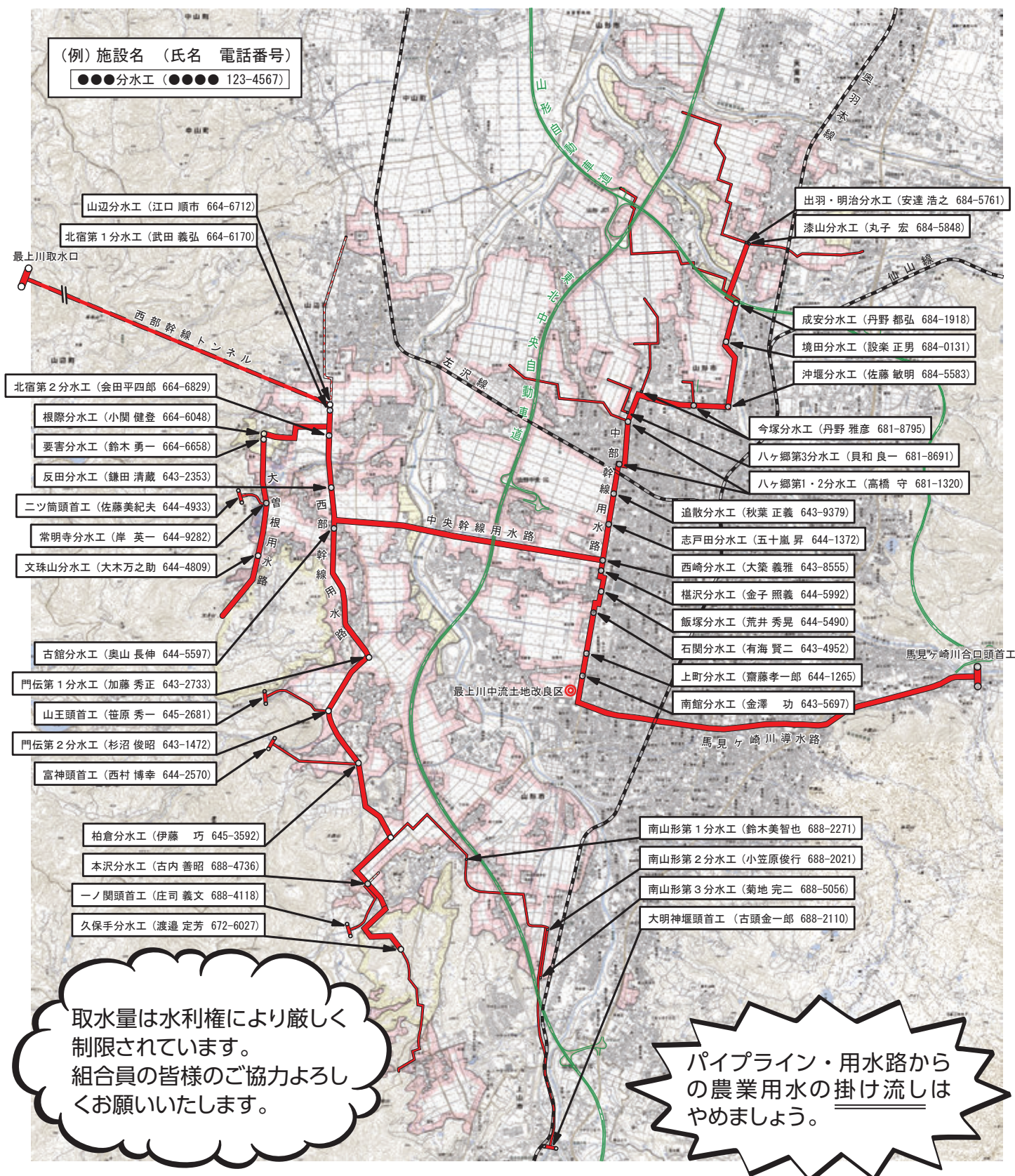


◆水利のご相談は水利調整委員まで◆

当土地改良区は、用水の管理にあたり限りある水の有効利用を図るために、水利調整委員会を設置しています。水利調整をして頂く38名の各分水工等の水利調整委員は次の方々です。

組合員皆様の水利に関するご要望は、土地改良区に直接ご連絡下さっても対応できませんので、必ず下記の水利調整委員にご連絡してください。

水利調整委員会 ◎委員長 大木 万之助 ○副委員長 有海 賢二 ・ 丸子 宏



◇◇◇土地改良区への通知義務について◇◇◇

忘れていませんか？

こんな時は土地改良区へ届けましょう

【組合員の資格変更】

公共機関（市町、農業委員会、法務局等）及び農協等の手続きだけでは、土地改良区の組合員名簿及び土地台帳等は変更されません。賦課の基準は毎年4月1日現在の土地改良区の台帳に記載されている事項を対象に賦課しておりますので、移動等がありましたら、速やかに届出下さい。

1. 所有権や耕作権の移動（売買、賃貸借、交換）
2. 死亡又は生前贈与等の名義変更
3. 農業者年金受給のため経営移譲
4. 住所等の変更
5. 賦課金の振替口座関係の変更

【農地転用】（公共用地に買収された時も届出が必要）

1. 農地を転用等により地区から除外する場合は、地区除外決済金を納付していただきます。
2. 公共事業による農地買収の場合も届出が必要です。そのままにしておきますと賦課面積の変更は生じません。

【土地改良施設の他目的使用の届出】

土地改良施設（用排水路・農道等）を下記の目的等で使用する場合は、『土地改良施設使用許可申請書』を提出し、許可を得て使用料を納付してから使用することになります。

1. 雨水排水の放流
2. 工場等の雑排水放流
3. 水路への蓋（橋）掛け
4. 工事に伴う水路敷使用
5. 工事に伴う農道使用
6. 農地改良に伴う農道使用
7. 下水管、水道管、排水管等の埋設
8. 電柱等の設置
9. 宅地への通用路としての農道使用

注意！滞納賦課金は新組合員が継承

※ 滞納されている土地の権利を取得すると、土地改良法第42条（権利義務の継承及び決済）により新組合員が滞納賦課金を支払わなければなりません。

当土地改良区施設使用料及び手数料

一、土地改良施設の他目的使用料
（農道使用の場合）
個人一件年額 二、〇〇〇円

※ 尚、組合員以外の場合は別料金となります。

二、境界の立会い

● 境界立会申請

一件 五、〇〇〇円

● 誤謬訂正の申請

一件 一〇、〇〇〇円

● 測量 実費

三、各種意見書交付手数料

一件 一、〇〇〇円

（農地転用に係る手数料は、面積によって異なります）

四、各種証明書交付手数料

一件 一、〇〇〇円

五、農地改良に係る手数料

一件 一、〇〇〇円

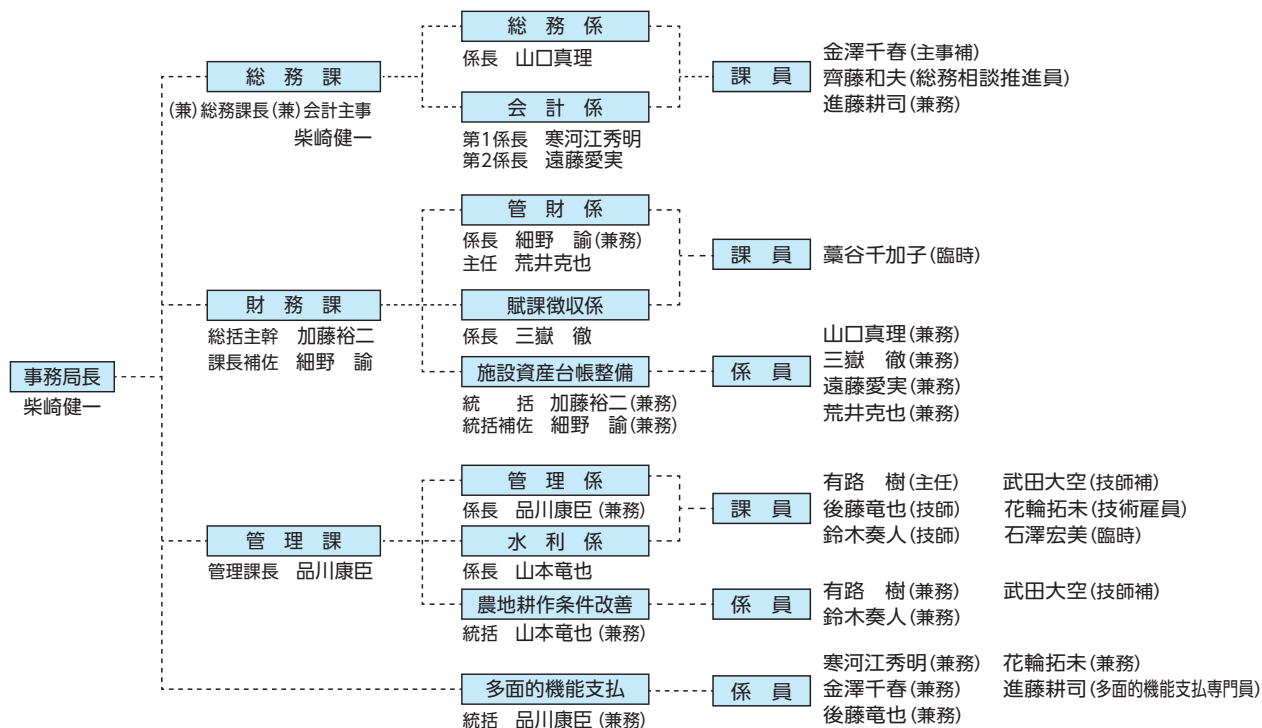
※ 別途、消費税がかかります。

※ 詳細については、最上川中流土地改良区事務所まで、お問い合わせください。

令和6年度 地区管理運営委員会と事務局機構

当土地改良区には、10の管理運営委員会と2つの維持管理運営委員会、1つの委員会があり、それぞれの地区の運営・維持管理・賦課金の督促・役員候補者の推薦などの業務を担っております。

	地区委員会	委員長 (☎)	副委員長 (☎)	地区担当職員	
1	明治	伊藤喜久雄 (684-0572)	秋葉 俊彦 (684-7427)	三嶽 徹	武田 大空
2	出羽	海和 盛行 (684-8604)	丸子 宏 (684-5848) 小林 康弘 (684-7921)	荒井 克也	鈴木 奏人
3	千歳	渡邊 欣一 (681-0404)	設楽 正男 (684-0131)	遠藤 愛実	花輪 拓末
4	北部	長岡 幸一 (681-1611)	丹野 憲司 (684-0586)	寒河江秀明	後藤 竜也
5	八ヶ郷	前田 信雄 (681-8537)	櫻井 俊明 (681-1718)	細野 諭	花輪 拓末
6	中部	朝倉 了 (643-8520)	五十嵐 昇 (644-1372)	三嶽 徹	有路 樹
7	南山形	古頭金一郎 (688-2110)	東海林賢治 (688-3260)	遠藤 愛実	山本 竜也
8	久保手・隔間場	渡邊 定芳 (672-6027)	渡部 重順 (688-5157) 渡辺 良明 (673-3601)	金澤 千春	有路 樹
9	西部 1～2工区 3～6工区	栗野 省三 (688-3493)	西村 博幸 (644-2570)	寒河江秀明 細野 諭	鈴木 奏人 後藤 竜也
10	玉虫	江口 順市 (664-6712)	三浦 新一 (664-6379)	荒井 克也	山本 竜也
11	出羽・明治	海和 盛行 (684-8604)	伊藤喜久雄 (684-0572)	山本 竜也・鈴木 奏人・武田 大空	
12	成沢	荒井 勲 (688-6601)	相馬 清孝 (688-2650)	三嶽 徹	
13	十文字	高梨 善次 (687-4178)	村岡 好孝 (687-2051)	遠藤 愛実・金澤 千春	



皆さんからの信頼を得られるよう頑張ります。よろしく願います。



管理課
武田 大空

一生懸命頑張ります。よろしく願います。



管理課
花輪 拓末

誠心誠意頑張ります。よろしく願います。



総務課
金澤 千春

新規採用職員

多面的機能支払交付金 活動組織紹介

西部グリーンコミュニティ倶楽部

会長 開 沼 勇 一

私たち『西部グリーンコミュニティ倶楽部』は、国の事業である「多面的機能支払交付金」の組織です。今年度は、地域内の農地維持活動として農用地・農道・水路・ため池等の点検、草刈り等を進めてまいりました。

また、資源向上の共同活動として機能診断、軽微な補修・修繕活動を進め、さらに、地域環境保全・景観形成の活動として新たに悪戸地区にもひまわり畑を設定し、皆様に楽しんでいただいているところです。

長寿命化活動としては、排水路の更新、農道の舗装、農道補修を順次進めてまいりました。

新年度以降も関係諸団体の皆様と力を合わせて、地域の農地維持・資源向上に努め、施設の長寿命化を図ってまいります



景観形成活動



農道舗装

利水豊穰春の祈願祭

令和六年四月二十二日、役職員にて利水豊穰春の祈願祭を開催しました。

貴重な水源である最上川の清水と、馬見ヶ崎川の清水を掛け合わせる「合水の儀」、今年一年の豊水豊作を祈念する「祈願礼拝の儀」を執り行いました。

また、管内においても四月から五月にかけて、各地区で豊水・豊作・安全の祈願祭が毎年行われております。



管理課よりお知らせ

令和五年度より広報車を活用した呼びかけを行っております。

極度の渇水や施設の故障による緊急時には広報車にてお知らせいたしますのでご理解・ご協力よろしくお願いします。



【広報車】

編集後記

編集にあたり、ご協力いただいた皆様にお礼申し上げます。また、ここまでお読みいただきありがとうございました。

今後も皆様に、土地改良区の様々な情報をお届けしたいと思っております。

